

普通二種免許取得支援補助金のご案内

(令和8年度高知県タクシー車両導入等支援事業費補助金)

募集期間

令和8年12月1日(火)～令和9年1月15日(金)17時必着

従業員の方の**普通二種免許取得**に要する経費を支援します

対象事業者	分類	定義
	タクシー事業者	令和8年4月1日時点で県内に営業所を設置している、一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業に限定された許可により事業を行う者を除く）
補助対象事業	補助対象経費	
	タクシー事業者が負担した従業員の普通自動車第二種免許取得に係る経費（教習を受けるために自動車教習所に支払う費用）	【補助率】 <u>1 / 3 以内</u> 【補助上限額】 従業員 <u>1名あたり 8万円</u>

補助要件

普通二種免許を取得した従業員を、免許取得後3カ月以上運転者として雇用していること。

留意事項

- 令和9年1月15日までに補助対象事業が完了（従業員が普通二種免許を取得の上、3カ月以上運転者として雇用している）したものが申請対象となります。
※添付書類も含めて、必ず募集〆切日（令和9年1月15日）までに申請書を提出してください。
- ※補助要件を満たす日（運転者としての雇用期間が3カ月を経過した日）が令和9年1月16日以降となる場合は、申請の対象外となります。
- 令和8年4月1日以降に自動車教習所へ入校し、かつ令和8年4月1日以降に自動車教習所へ支払った経費が補助対象となります

詳しくは県ホームページ掲載の
公募要領をご確認ください⇒

高知県 タクシー 補助金 で検索！



問い
合わせ先

高知市内のタクシー事業者の方

高知市ハイヤー協同組合

【電話】088-866-0520 (受付時間：平日9:00～12:00、13:00～16:30)

【メール】hire-kochicity@ia9.itkeeper.ne.jp

高知市以外のタクシー事業者の方

一般社団法人高知県ハイヤー協会

【電話】088-866-6555 (受付時間：平日9:00～12:00、13:00～16:30)

【メール】kochi-taxi@ia6.itkeeper.ne.jp